（実用新案法施行令の一部改正）

第二条　実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4　特許法施行令第十八条第一項第一号及び第二号（開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報）並びに第十九条第一項（証明等の制限の例外となる場合として通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合）の規定は、実用新案登録に準用する。

（特許法等関係手数料令の一部改正）

第三条　特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第四号中「千四百円（」の下に「特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表第五号及び第六号を次のように改める。

五　特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ　特許原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ　特許原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円（特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百二十円） 一件につき千四百円（特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千六百五十円）
六　特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者 イ　特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ　特許原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円（特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百円） 一件につき千五百円（特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千七百五十円）

第二条第一項の表第七号中「千百円（」の下に「特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千四百円、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。

第二条第一項の表第四号中「千四百円（」の下に「実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表第五号及び第六号を次のように改める。

五　実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ　実用新案原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ　実用新案原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百二十円） 一件につき千四百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千六百五十円）
六　実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者 イ　実用新案原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ　実用新案原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百円） 一件につき千五百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千七百五十円）

第二条第一項の表第七号中「千百円（」の下に「実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千四百円、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。

第三条第一項の表第六号及び第七号を次のように改める。

六　意匠法第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ　意匠原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ　意匠原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 一件につき千四百円
七　意匠法第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者 イ　意匠原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ　意匠原簿以外の書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円 一件につき千五百円

第四条第一項の表第九号及び第十号を次のように改める。

九　商標法第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ　商標原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ　商標原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 一件につき千四百円
十　商標法第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者 イ　商標原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ　商標原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円 一件につき千五百円

第五条第一項の表第三号中「八百円（」の下に「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項おいて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合にあつては千百円、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表第四号中「千三百円（」の下に「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第百八十六条第三項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十円、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。